

徳島県告示第443号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県三好県土整備事務所において、令和8年8月21日から2週間一般の縦覧に供する。

令和8年8月21日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 一般国道

路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の期日
439号	三好市東祖谷菅生199番1地先から 同 623番8地先まで	84.4	令和8年8月21日